

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

◇告 示 土地改良区の役員就退任

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の認可(三件)

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

急傾斜地崩壊危険区域の指定

◇教委告示 教育委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の認定

告 示

鳥取県告示第七百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

監事 福田 博 実 倉吉市鴨河内一〇四九

“ 海地 謙太郎 “ 上古川二九五

“ 畑中 保 近 “ 不入岡二六六

“ 坂本 武 男 “ 旭田町八七

昭和六十一年八月八日退任

就任した役員の名及び住所

監事 福田 博 実 倉吉市鴨河内一〇四九

“ 牧田 義 夫 “ 上古川二七四一

“ 坂本 武 男 “ 旭田町八七

“ 高橋 弘 毅 “ 不入岡二九七

昭和六十一年八月九日就任 任期三年

鳥取県告示第七百七十八号

郡家町が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業上峰寺地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月二十三日から二十日

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営かんがい排水事業富江地区農業用排水）を昭和六十一年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業上野地区ため池等整備）を昭和六十一年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）宮内地区区画整理）を昭和六十一年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百二十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第 四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり

公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 日時

昭和六十一年九月十六日 十時から

二 場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第十五会議室

三 案件

鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
千代川流域鳥獣保護区	鳥取市安長、田島、西品治、古市、吉成、叶、国安、八坂、円通寺、西円通寺、長谷、倭人、向国安、竹生、上味野、源太、下味野、野寺、服部、葛浦及び古海地内

鳥取県告示第七百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五

十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木事務所において一般の縦覧に供する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

湖山町南一丁目第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目四一二の一部、四一五の一部、四一七の一部、四三四の一部、四三五の一部、四三六、四三七一の一部、四三八の一部、四三九から四四三まで、四四四から四四六まで的一部分、四四七から四五〇まで、四五一から四五三まで的一部分、四五四、四五五の一部、四五八の一部、四五九、四六〇、四六一の一部、四六三の一部、四六四の一部、四六五から四六七まで、四七八の一部、五〇八の一部、五〇九の一部、五一一の一部、五一二、五一三、五一四から五一六まで的一部分、五一七―一の一部及び五一七―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

湖山町南一丁目第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市湖山町南一丁目六三四の一部、六三八の一部、六四一の一部、

六四二、六四三、六四四の一部、六四五の一部、六五〇の一部、六五一の一部、六七七の一部及び六七八の一部並びにこれらと一体をなす
国有地

三 名称

東大路地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

鳥取市東大路字土居九八の一部並びに中大路字山崎四一の一部並びに字向山二七二二の一部及び二七五の一部

四 名称

東町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字青谷字鹿野坂口三〇五二の一部、三〇五六の一部、三〇六〇の一部、三〇六三から三〇六五まで、三〇六六の一部及び三〇六七の一部、字背戸田五三七の一部、五三七一の一部、五三八の一部、五三九、五三九一、五四〇一、五四〇一三、五四一、五四一一から五四一三まで、五四二の一部、五四二一三の一部、五四三一一の一部、五四三一二の一部、五四八一一、五四八一二の一部、五四九の一部、五四九一の一部、五四九一三の一部、五六一三一一の一部、五六一四一一から五六一四一三までの一部、五六一五一、五六一五一一、五六一六及び五六一七、字東町三〇六八の一部、三〇六九一の一部、三〇六九一二の一部、三〇七〇、三〇七四の一部、三〇七七の一部、三〇七八の一部、三〇八二の一部、三〇八三の一部、三〇八三一次二、三〇八三三、三〇八八一の一部、三〇八八一二、三〇八八一三、三〇八九の一部、三〇九〇の一部、三〇九一、三〇九

二の一部、三〇九二一、三〇九三から三〇九六まで、三〇九七の一部、三〇九七一の一部、三〇九七一二、五六一八の一部、五六一九から五六二二まで及び五六二四から五六二七まで、字西濱三二九九の一部、三三〇〇の一部、三三〇〇一、三三〇〇二の一部、三三〇〇三、三三〇三二、三三〇四、三三〇四一から三三〇四一三まで、三三〇五一の一部、三三〇七一、三三〇七一二、三三〇八、三三〇八一、三三〇九の一部、三三一〇の一部、三三一〇の一部及び五六三四、字中町三二〇六の一部、三二〇七の一部、三二一〇の一部、三二一〇一の一部、三二一一の一部、三二一一一の一部、三二一一四の一部、三二一五の一部、三二一八の一部、三二一九の一部、三二一九一の一部、三二二二二の一部、三二二四の一部、三二二四一の一部、三二二七の一部、三二二八、三二二九の一部、三二三一の一部、三二三二の一部、三二三二一の一部、三二三八一の一部、三二三八二の一部、三二九九一、三二九九二、三二四〇の一部、三二四〇一、三二四一、三二四五の一部、三二四五一、三二四六、三二四七の一部、三二六一の一部、三二六一一から三二六二一三まで、三二六三一から三二六三三まで、三二六四一から三二六四一三まで、三二六五一一から三二六五一四まで及び三二六六の一部並びに字空町三一九〇の一部、三一九九の一部、三一九三一一の一部、三一九三一二の一部、三一九四から三二〇〇まで、三二〇一一、三二〇一二、三二〇三、三二〇三三の一部、三二〇四の一部、三二〇五、三二〇五一一から三二〇五一三まで、三二〇六の一部、三二〇六一、三二〇七の一部、三二〇七一、三二〇八、三二〇八一、三二〇八一二、三二〇九一一、三二〇九一二、三二一〇から三二一二まで、三二一三の一部、三二一

七、三二二六の一部、三二二七の一部、三二二七一から三二二七一
 三まで、三二二七―四の一部、三二二七―五から三二二七―一まで、
 三二二七―二の一部、三二二七―一七の一部、三二二七―一八から
 三二二七―二八まで、三二二七―二九から三二二七―三二までの一
 部、三二二七―四四の一部、三二二七―四五、三二二七―四六から三
 二二七―四八までの一部、三二二七―五四から三二二七―五六までの
 一部、三二二七―五七から三二二七―七〇まで、三二二八の一部、三
 二三五―四〇の一部、三二四八―五三から三二四八―五七までの一部、
 三二四八―六一の一部、五六二七、五六二八、五六二九―一、五六二
 九―二及び五六三〇から五六三三まで並びにこれらと一体をなす国有
 地

五 1 名称

渡一木地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字渡一木字大谷八三―二の一部並びに字徳道谷九六
 から九九までの一部、九九―一の一部、一〇三―一の一部、一〇三―
 二の一部、一一一―一の一部、一一一―二の一部及び一一一―五の一
 部

六 1 名称

巻米地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

八頭郡若桜町大字巻米字堂ノ元一七二―一の一部、一七三―一の一
 部、一七三―二の一部、一七三―次一、一七四の一部、一七五の一部、
 一七六―一、一七六―二の一部、一七八―一の一部、一七八―二、一

七八―三、一七八―四の一部、一七八―次一、一七八―次二、一八〇
 の一部、一八一の一部、一八二―二の一部、一八四の一部、一八五の
 一部、一九七の一部、一九七―一の一部、一九八の一部、二二二の一
 部、二二三―一の一部、二二三―二の一部、二二三―五の一部、二二
 四、二二四―一の一部、二二五の一部、二二六の一部、二三一の一部、
 二三二の一部、二三二―一の一部、二三三の一部、二三三―一の一部、
 二三三―二、二三三―三、二三四、二三四―一、二三五―一から二三
 五―四までの一部、二三六―二の一部、二三六―六の一部、二三六―
 七の一部、二三七、二三七―一、二三七―二、二三八、二三八―一の
 一部、二三九―一の一部、二三九―二の一部、二三九―三、二三九―
 四の一部、二三九―五の一部、二三九―次一及び二三九―次二の一部
 並びに字堂後二八四、二八四―一の一部、二八五から二八七までの一
 部、三〇七から三〇九までの一部、三一〇、三一〇―一、三一〇―二、
 三一―一、三二―一及び三二―二の一部並びにこれらと一体を
 なす国有地

七 1 名称

伊木地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

倉吉市伊木字奥田口四一の一部、四二の一部、四五―二の一部、六
 五の一部、六六、六七、六八―一、六九―一の一部及び九三―一の一
 部、字桑谷平九七の一部、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇五―一、
 一〇五―二、一〇六から一〇八まで、一〇九の一部、一〇九―一の一
 部、一一〇の一部及び一一一の一部、字桑谷一三二―二の一部、一三
 四の一部及び一三五の一部、字奥田平五〇二から五〇五まで、五〇五

八1 名称

神倉地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡三朝町大字神倉字左衛門畑七三六一、七三六一二、七三六一三の
 一部、七四七一、七四八、七四九、七五〇一、七五〇二、
 七五一一、七五二、七五三から七五五までの一部、七五七の一部、
 七五七三、七五七八、七五七一一〇の一部、七五八から七六〇ま
 で、七六一一、七六二一一の一部、七六三一一の一部及び七六三二
 二、字上エ莊八四二一一の一部、八四三一一の一部、八四三二の二
 部及び八四六の一部、字上エ庄一三五五の一部、一三五六、一三五七
 から一三五九までの一部、一三七一の一部、一三七九の一部及び一三
 八〇の一部、字家廻八七一から八七五まで、八七六一、八七七一一、
 八七七一二、八八〇一一の一部、八八〇一二の一部、八八六一の一
 部、八八七一の一部、八八九の一部、八九六の一部、八九七から八
 九九まで、九〇〇の一部、九〇一の一部、九〇二から九〇五まで、九
 〇八一一の一部、九二一一の一部、九二二一一の一部、九三三の
 一部、九二四から九二六まで、九二七の一部、九三四一一の一部、九
 三五一一、九三六、九三七一一の一部、九四四の一部、九四五一一、
 九四五一二、九四六から九四八まで、九四九の一部、九五〇一一から
 九五〇一三までの一部、九五一の一部、九五二一一の一部、九五二二
 二の一部、九五三の一部及び九五四の一部、字佛谷一〇四九から一〇

九1 名称

角坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字泰久寺字木鉾八〇の一部、八二の一部及び一七
 二一一の一部、字土手の下七二二の一部、七二三一一の一部、七二三
 一三の一部、七二四及び七二五の一部、字下山平七二八一二の一部、
 七二八一六の一部及び九二九の一部、字中道一三一の一部及び一三二
 の一部、字小倉山一三五一四九の一部、字小倉前一〇八五の一部、字
 小倉一一一九の一部、一一二〇の一部、一一二二の一部、一一二三の
 一部、一一三三一一の一部、一一三三二二の一部、一一三四、一一三
 五一一、一一三五一二、一一三五一三、一一三六、一一三七一一、
 一一三七一二及び一一三八の一部並びに字角坂一一三九一一の一部、
 一一三九一二の一部、一一三九一三、一一三九一五の一部、一一三九
 一六、一一四〇の一部、一一四一、一一四二一一から一一四二一三ま
 で、一一四三一一の一部、一一四三一二、一一四四一一、一一四四
 一二、一一四五、一一四六一、一一四六一二、一一四七一一の一部、
 一一四七一二の一部、一一四八の一部、一一四九、一一五〇の一部、
 一一五〇一一の一部、一一五三の一部、一一五四の一部、一一五五
 一の一部、一一五五一二の一部、一一五六の一部、一一五六一一の一
 部、一一五七一から一一五七一三まで、一一五八一から一一五八
 一三まで、一一五九、一一六〇の一部、一一六一の一部、一一六二、

一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六一、一六六二、一六七から一七一まで、一七二の一部、一七三の一部、一七六の一部及び一七七の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 名称

亀谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字観音谷三六一―二の一部、三六三―一の一部、三六五―三の一部、三六五―四の一部、三六六―一の一部、三六六―七の一部、三六六―七の一部、三六七の一部、三六八の一部、三六九、三七〇―一の一部及び三七〇―八の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 名称

祇園地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

米子市陰田町三六一―四から三六一―六までの一部、三六一―一、三六一―二、三六一―一の一部、四〇―一の一部、四〇―三の一部及び四〇―一の一部並びに祇園町二丁目九四―二の一部、九四―三、九五―一の一部、九五―五、九五―八の一部、九五―九、九七―一の一部、九七―三の一部、九七―四の一部、九九―五の一部、一〇〇―一の一部、一〇〇―四の一部、一〇〇―五の一部、一〇〇―六、一〇四、一〇四―一、一〇四―三の一部、一〇六、一〇六―二から一〇六―八まで、一〇七―一から一〇七―三まで、一〇八―一、一〇八―三、一〇八―四、一〇八―六、一〇八―八、一一〇―一、一一一―一の一部、一一

一一二の一部及び一一一―七の一部

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時

昭和六十一年八月二十六日(火)午後二時

二 場所

鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十二年度鳥取県立高等学校入学選抜方針について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパージョトル四号 パワーウィング	京楽産業株式会社 株式会社ニューギン

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】